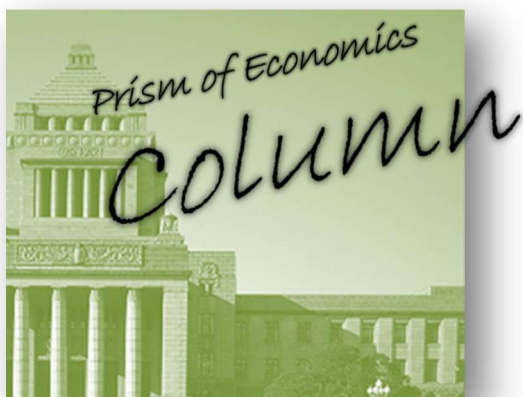


参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題 [コラム]	法令の改正方式（改め文、新旧対照表）
著者 / 所属	大澤 敦 / 企画調整室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	201号
刊行日	2021-7-2
頁	15-16
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202120102.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。



法令の改正方式（改め文、新旧対照表）

（はじめに）

国会に提出される法律案は、①条文、②理由のほか、参考資料として、③要綱、④新旧対照表、⑤参照条文がまとめられ、いわゆる「5点セット」の形で議員等に配付される¹。令和3年常会（第204回国会）では、内閣提出の法律案・条約において、条文や参考資料に多数の誤りがあることが明らかとなった²。

こうした状況を受け、国会では、誤りが生じた原因として、長時間労働などの公務員の過重負担や支援システムの不備などが挙げられたほか、法律案の条文・参考資料の在り方や法律の改正方式の見直しについて意見があった³。

本稿では、法令の改正方式について概説し、国会等における議論を紹介したい。

（法令の改正方式の一部見直し）

国会に提出される法律案の大半を占める法律改正案の条文は、「〇〇〇を△△△に改め」というように改正箇所を羅列して表記する改め文と呼ばれる方式となっている。この改め文は、改正内容の全体像を捉えることが難しく、理解を容易にするためには、別途、新旧対照表が必須となるため、作業負担が大きいなどの指摘がある⁴。

政府では、平成28年3月の閣僚懇談会において、河野行政改革担当大臣（当時）から、改め文によらず、新旧対照表による省令及び告示の改正方式が紹介された。その後、府省令等の改正については、全ての府省において、図表の改正などの場合を除き、新旧対照表による改正方式が採用されているが⁵、法律及び政令の改正においては、改め文の方式が維持されている。

¹ 参議院常任委員会調査室の所蔵資料では、合本した5点セットの配付例が昭和40年前後頃から確認できるが、配付開始時期は不明である。また、合本ではないが、新旧対照表や要綱等の配付例は、昭和20年代において見られる。

² 加藤内閣官房長官は、「条文の誤りは合計4本12件、参考資料の誤りは合計22本122件となり、所管府省庁などは13に及ぶことが判明した」として、国会において陳謝した（第204回国会参議院議院運営委員会会議録第17号（令3.4.1））。その後、継続審査の法律案1本についても誤りが判明し、内閣提出の法律案等のうち、誤りがあったものの割合は、約3割にも上った。さらに、議員立法においても、法律案2本で条文に誤りがあることが判明したほか、以前に改正した法律の条文にも誤りがあることが明らかとなった（同参議院総務委員会会議録第11号（令3.4.20））。

³ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第14号24頁（令3.4.2）、同参議院経済産業委員会会議録第2号（令3.4.6）

⁴ 『日本経済新聞』（令3.4.1）、『東京新聞』（令3.4.4）

⁵ 平成28年4月以降の府省令等の改正における新旧対照表方式の採用は、令和2年6月までの累計で約7割となっている（高橋康文「新旧対照表方式（1）」『金融法務事情』No.2149（令2.11.10）45頁）。

(改め文方式と新旧対照表方式のメリット・デメリット)

内閣法制局は、改め文について、「改正点が明確であり、かつ、簡素に表現できるというメリットがある」とする一方で、新旧対照表による改正方式については、「改め文よりも相当に大部となるということが避けられず、その全体について正確性を期すための事務にこれまで以上に多大の時間と労力を要する。また、条項の移動など、新旧対照表ではその改正の内容が十分に表現できない」旨を説明している⁶。

このため、新旧対照表方式を採用している府省令等の改正においても、例えば、条項が大きく移動し、旧部分と新部分に大きく空白が生じる場合や、条項の順序の見直しにより、旧部分と新部分の対応が複雑となる場合、複雑な図表で官報掲載時等に文字が潰れてしまう場合など、新旧対照表方式によると、かえって改正内容全体の理解を妨げるような場合には、各府省の判断により、改め文方式が選択されている。

改め文方式と新旧対照表方式の比較（主なもの）

	メリット	デメリット
改め文方式	<ul style="list-style-type: none">・法改正の手法として定着している・改正箇所を明確・簡潔に表現できる	<ul style="list-style-type: none">・全体像が分かりにくい・技術の習得に時間がかかる・新旧対照表の参考作成が必要となる
新旧対照表方式	<ul style="list-style-type: none">・改正後の条文が分かりやすい・比較的平易にできる	<ul style="list-style-type: none">・文書量が多くなる・改正内容を十分に表現できない場合がある・図表の字などが細くなる

(出所) 筆者作成⁷

(おわりに)

法律は、国民の権利義務を定め、また、厳格な構成要件が求められる刑罰法規もあり、国民生活や経済活動に密接に関わるため、法律の制定・改正に際しては、正確性・明確性ととも、国民の分かりやすさを確保することが重要となる。

河野行政改革担当大臣は、国民が見て分かるように法律を書き下すことが必要とし、「法律の書き方、改正の仕方、あるいは改正案の書き方、こういうものはもう少ししっかり検討しなければならない」旨を答弁している⁸。また、内閣法制局は、「新たな改正方式につきましては、国会で合意いただくことが大前提」としている⁹。

法律の正確性・明確性を担保しつつ、国民の分かりやすさ、さらには事務の効率化などの観点から、法令の改正方式を始めとした立法ルールをどのように改善・確立していくのか、今後の議論が注目される。

(企画調整室 大澤敦 内線 75020)

⁶ 第155回国会衆議院総務委員会議録第9号2頁(平14.12.3)

⁷ 参考:注4の論文、仁田山義明「自治立法と立法技術」川崎政司編『総論・立法法務』(ぎょうせい、平25)252頁

⁸ 第203回国会衆議院内閣委員会議録第4号8頁(令2.11.18)

⁹ 第174回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第3号4頁(平22.3.1)